

## 神奈川県手数料条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律」が令和元年5月17日に公布された。この改正により、建築物エネルギー消費性能向上計画認定制度に複数の建築物を対象とする場合の規定が定められた。

そこで、当該認定に係る手数料を徴収するため、神奈川県手数料条例を改正することとした。

### 2 改正の内容

- (1) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料  
(別表8項 56 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律)
- (2) 登録住宅性能評価機関等による審査を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料  
(別表8項 57 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律)
- (3) 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料  
(別表8項 59 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律)
- (4) 変更部分についての登録住宅性能評価機関等による審査を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料  
(別表8項 60 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律)

### 3 施行日

令和元年11月16日